

## 牛津小学校給食運営委員会会則

第1条 本会は、牛津小学校給食運営委員会と称し、事務局を牛津小学校に置く。

第2条 本会は、学校給食法第1条の主旨に基づき牛津小学校給食の実施に関し必要な事項を審議し、学校給食の円満・効果的な運営を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 1 学校給食施設・設備の充実に関する事項
- 2 学校給食運営の大綱に関する事項
- 3 学校給食用物資の購入に関する事項
- 4 学校給食費及びその徴収方法に関する事項
- 5 その他、学校給食運営に関する事項

第4条 本会の運営委員は、下記の比率を以て選出する。

教育委員会 1人 ・ P T A役員 3人 ・ 学校職員 8人  
計 12人  
委員の任期は、1ヵ年とする。

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 委員長 1人 ・ 副委員長 1人 ・ 監査 2人 ・ 幹事 1人 ・ 会計 2人
- 2 委員長は、学校長とし、本会を代表し会務を処理する。
- 3 副委員長は、P T A会長とし、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代行する。
- 4 監査は、P T A監査委員2人がこれに当たり、会計に関する監査を行う。
- 5 会計は、牛津小学校事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員がこれに当たり、経費の収支について処理する。
- 6 幹事は、教頭がこれに当たり、委員長の命を受けて会議を処理する。

第6条 本会の会議は、年2回開催し、必要ある場合は委員長が招集する。

第7条 この会則は、昭和34年3月26日より施行する。

(昭和58年3月26日 一部改正)

(平成17年7月25日 一部改正)

(平成22年2月26日 一部改正)

(平成30年5月11日 一部改正)

※ 学校給食法第1条

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。